

深沼海水浴場開設・管理運営業務 仕様書

1 業務名

深沼海水浴場開設・管理運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

3 目的

東日本大震災前に開設していた深沼海水浴場の本格再開を検討するにあたり、海水浴場を試行再開し、必要な費用や運営上の課題を検証することで、海水浴場の持続可能な運営モデルを作成することを目的とする。

4 海水浴場の開設場所等

(1) 場所

深沼漁港海岸（仙台市若林区荒浜中丁 ほか）

※震災前の深沼海水浴場と同じ場所を想定（別紙1「会場図」を参照）

(2) 開設期間 令和6年7月15日（月・海の日）から8月18日（日）

(3) 開設時間 午前9時から午後4時00分

遊泳時間 午前9時から午後4時00分

監視時間 午前8時30分から午後4時30分

(4) 来場者数 1日あたり2,000人、区域内最大滞留800人を想定。

5 業務の内容

(1) 海水浴場開設運営管理計画

- ① 来場者が安心、安全、快適に利用できるよう、海水浴場開設運営管理計画を作成すること。
- ② 上記計画には、海水浴場の開設から管理運営、危機管理対応、避難誘導、撤去、までを含むこと。
- ③ 各スタッフ用の運営マニュアルも作成すること。

(2) 海水浴場の設備

海水浴場の設備については、その計画、設置、開設期間中の維持管理、撤去を含む。

- ① 遊泳区域の安全確保
安全に海水浴を楽しむための遊泳区域を安全ロープやブイ、旗などで明示すること。
- ② 監視台
・海水浴場区域の監視を適切に実施するため、全体を見渡すことができる監視台を2台以上設置すること。
・その構造は来場者だけではなく、転落防止や日除け対策など監視員の安全にも配慮すること。
- ③ 運営本部

- ・海水浴場統括管理、総合案内、従事者控室、救護所、海水浴用品レンタルなどの機能を備えた運営本部を設置し運営すること。

- ・なお、海水浴用品レンタルの収入は受託者の収入とする。

④ 通信・放送機器

- ・各監視台、従事者や関係機関等と常時連絡がとれるようにすること。また、インターネットなどから常時情報が収集できるようにすること。さらに、海水浴場内の利用者確実に情報提供できるよう、通信・放送機器を設置し運用すること。

- ・配線、配管などは、関係法令に準拠し、十分に安全に配慮すること。

⑤ 更衣室、シャワー及びトイレ

- ・来場者数想定に見合う、仮設更衣室、仮設シャワー及び仮設トイレを設置すること。設置は、上下水道の接続を含み、シャワーは部屋でなくとも構わない。

- ・使用料は基本的に無料とするが、付加価値を付け、有料での運営も可能とする。

- ・仮設トイレは水洗・洋式とし、できるだけ清潔で快適なものとする。

- ・給水は、市（観光課所有）の水道管を使用し、汚水は既設下水道への臨時排水とする。

⑥ 喫煙所

- 喫煙所を1か所設置すること。

⑦ 駐車場

- ・指定場所に乗用車200台程度が駐車できる有料駐車場を設定し、管理運営すること。

- ・駐車場の想定位置は別紙1「会場図」を参照し、駐車場の運営については、「(3) 海水浴場の運営」の⑤、⑥を参照すること。

- ・入口の段差など、車が事故なくスムーズに通れるよう砕石などで簡易整備すること。

- ・また、砂地でスタックしやすい場所等は砕石等で簡易整備するか、カラーコーンなどで立ち入り制限すること。その経費として100万円（税抜き）を計上すること。

- ・現地が砂地のため、個別の駐車区画は表示しないが、歩行者動線などを考慮し適切に管理できるようロープやカラーコーンによる最低限の表示や誘導を行うこと。

⑧ その他

- ・従事者詰所、備品倉庫、投光器、発電機、誘導・注意喚起看板など、必要なものも設置すること。

- ・配線、配管、看板の設置などは、関係法令に準拠し、十分に安全に配慮すること。

- ・上下水道の使用料として、50万円（税抜き）を計上すること。

(3) 海水浴場の運営

① 海水浴場の監視・救助

- ・来場者の安全を確保するため、巡回・監視を行うとともに、事故などが発生した場合は迅速に救助・救援を行うこと。また、市や関係機関等と連携した対応を行うこと。

- ・下表を参考に人員を配置すること。事前に配置計画表を作成し市の了解を得ること。また、配置計画表では、監視救助業務責任者及び副責任者を指名すること。

- ・女性の監視員兼救助員が毎日1人以上いることがのぞましい。

<常時必要な配置人数など>

業務	配置人数
監視員兼救助員	5人
救護員	1人
アナウンス等担当者	1人

- ・監視員兼救助員には必要な泳力を有する者を配置すること。(日本赤十字社発行の水上安全法救助員接成講習(II)認定、日本ライフセービング協会のベーシック・サーフライフセーバー資格、又はそれに準ずる資格を有する者が望ましい)。
- ・救護員には、看護師又は准看護師の有資格者を配置すること。
- ・監視員兼救助員には、事前に必要な訓練や講習を受講させること。また、訓練に必要な物品の手配も行うこと。
- ・監視員兼救助員には、救助専用の服装(シャツ、短パン、帽子等)を着用しホイッスルを保持させること。
- ・業務に必要な装備品は次表を参考に原則レンタルで準備するものとし、事前に市の了解を得ること。

品目	数量	品目	数量
AED	1	無線	10
双眼鏡	3	救急医薬品	一式
担架	1	拡声器(ハンドマイク付)	5
レスキューボード	3	ライフジャケット	9
ボードスタンド	2	ライフガードチューブ	5
ホイッスル	監視救助員 人数分	水温計	1
フラッグ	各色2	エリアフラッグ	2
砂浜用赤フラッグ	6	カラーコーン・バー	20セット

- ・津波注意報・津波警報・大津波警報の伝達手段としては、「赤と白の格子模様の旗(国際信号旗「U旗)」による視覚的な伝達も行うこと。
- ・下記装備品は市が受託者に無償で貸与する(倉庫への搬出入は受託者が行うこと)。ただし、使用者の過失により著しい損傷等があった場合は、受託者の責任において修繕等を行うこと。

品目	数量
レスキューボード	3
ライフジャケット	9
ライフガードチューブ	5

- ・上記装備品に関し、これに限らず安全な運営のため、これ以外の種類の装備品や数量を確保する必要がある場合は、受託者が調達し、使用すること。
- ・来場者の禁止行為等に対する直接的な指導、施設案内、注意事項の伝達・指導を行うこと。来場者の安全確保のため遵守する事項(注意喚起等を行う事項)については、事前に市の了解を得ること。

- ・悪天候等により安全な遊泳に支障がある場合には、市と協議の上、遊泳を禁止するとともに、来場者に旗の掲揚やアナウンス等により周知すること。
- ② 危機管理対応
 - 急病人や火災などの人災や、天災により非常事態が発生した場合に対応を行うこと。
- ③ 更衣室、シャワー、トイレの管理
 - 安心、安全、快適に利用できるよう、常に点検、清掃、消耗品の補充をおこなうこと。
- ④ 海水浴場の清掃、ごみ処理
 - ・海水浴場開設直前に会場全体を清掃すること。また、開設期間中も適宜会場の清掃を行うこと。天候の影響等により、漂流物等が漂着することがあるので留意すること。
 - ・来場者に対してゴミの持ち帰りを呼びかけるとともに、収集したごみは適切に処分すること。
- ⑤ 駐車場の運営
 - ・駐車場は有料駐車場として運営すること。利用料は 500 円以上とし、適切な利用料を設定すること。
 - ・事業後すみやかに駐車場収入を精算し、発注者に報告すること。
- ⑥ 警備・誘導
 - 海水浴場や駐車場の運営に必要な、想定来場者数を考慮した適切な人数の警備員・誘導員を配置し、業務を行うこと。
- ⑦ 入場規制等
 - 区域内最大滞留数が 800 人を超えた場合、入場制限などの対応を取ること。
- ⑧ その他
 - その他海水浴場運営に必要なものを含む。
- (4) 水質調査
 - ・水質汚濁防止法第 15 条の規定により水質調査を行うこと。
 - ・内容については、別紙 2「水浴場水質調査について」のとおりとする。詳細については本市担当者と協議すること。
 - ・別途本市が指定する期日までに、検査成績書および別紙 3 に入力した測定値、写真を添付した報告書を提出すること。
- (5) 出店
 - ・飲食販売などの出店スペース用意すること。出店施設の費用は出店者の負担とし、販売やサービス提供による収入は出店者の収入とする。
 - ・出店に伴う諸手続きは、出店者が行う。営業は、海水浴場開設時間内のみとする。
 - ・受託者は出店者から、運営協力金を収受することができる。
- (6) 情報発信
 - 海水浴場の場所やアクセス、開設期間、開設時間、日々の遊泳の可否、遊泳時の注意事項、有料駐車場の場所と料金、などの基礎情報を発信するホームページを作成・公開すること。
- (7) 実施状況の報告
 - 日ごとの来場者数、駐車台数を週 1 回、発注者に報告すること。
- (8) 来場者アンケート

- ・平日 20 名以上、休日 50 名以上の来場者から、性別、年代、居住地、来訪手段や、海水浴場の運営時間や駐車料金に対する意見、などのアンケートをヒアリング等の方法により実施すること。

- ・アンケートの内容は市と協議し決定すること。

(9) 成果品

受託者は成果品として下記を仙台市観光課へ提出すること。

① 事業実施報告書

海水浴場開設期間終了後に、事業実施報告書を提出すること。なお、報告書には、事業実施のスケジュール、日ごとの気象状況（天気、気温、水温、風速、波高等）、来場者数・駐車場利用台数・駐車料金収入額、人員配置、安全対策状況、車両誘導方法、出店状況（出店者、出店内容、収入額）、設置した設備、事故等の対応状況、来場者アンケートの結果と考察、受託事業者としての所感、などを記載すること。

② 持続可能な運営モデル

海水浴場開設を通して生じた課題や、要した経費、収入等を踏まえ、深沼海水浴場を開設、運営するために必要な設備、人員、経費、また想定収入等を取りまとめし、次年度以降にも活用できる運営モデルを作成・提出すること。

(10) 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料等（以下「成果品等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- ① 受託者は、成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に市に無償で譲渡する。
- ② 市は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- ③ 受託者は、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- ④ 受託者は、市が承諾した場合には、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

(11) その他

- ・業務の実施にあたっては、統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行い、全業務従事者の管理・監督を行う者とする。

- ・受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。関係者との打合せにおいて市が必要と認める場合に、打合せに参加すること。さらに、打合内容について、速やかに記録を作成して市と共有すること。

- ・受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して予算の範囲内で積極的にこれを提案すること。

- ・本業務の目的を踏まえ、実施趣旨を逸脱しない範囲で事業内容充実の目的であれば、協賛企業等を募集し、協賛金等を得て事業費にあてることができるものとする。

- ・業務の実施に際し、受託者の故意又は過失による賠償責任（第三者に損害を及ぼした損害含む。）は受託者が負うものとする。受託者は施設賠償責任保険（対物・対人）に

必ず加入すること。

・業務の実施に際して事故等が発生した場合は、受託者の故意又は過失の有無、相手方が特定できないものなどその如何によらず、受託者として責任を持って対応することとし、原因や相手方が特定できない損害（第三者に及ぼした損害含む）の負担については、市と受託者における役割や業務分担、関与の程度等を踏まえた上で協議によるものとする。

・その他、事情変更等により緊急対応が必要となった場合は、市と協議の上で対応すること。事情変更等への対応に係る経費は、事業終了後、支出内訳を提出し実績に基づき請求すること。

6 委託料の支払

・委託金額については、海水浴場開設期間終了後に受託者が収受した駐車場収入を精算した後、その金額を契約金額から差し引いた金額とする。

・委託料については精算払いとし、業務報告後、完了検査合格後に請求できるものとする。

7 その他

①本業務は、仙台市契約規則に基づく契約書、本仕様書に基づき行うものとする。

②受託者は、本業務の履行にあたり関係法令を遵守するとともに、業務の履行前に市と協議の上、必要な許可・届出又は承認申請等の手続きを行うこと。

③業務の遂行にあたっては、海岸付近の通行者等に注意して事故等に留意して実施すること。

④受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・市から届出又は報告を求められたとき

⑤受託者は、仙台市環境行動方針に従い、環境への配慮を行うこととする。

⑥業務の遂行にあたっては、市と密に連絡をとり、市から指示があった場合にはその指示に従い作業を進めること。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。